

大和市終活支援条例

大和市おひとりさま政策課

大和市は、「大和市終活支援条例」を制定した（条例第7号として、令和3年6月29日公布、7月1日施行）。

大和市では、高齢者を含む世帯におけるひとり暮らし、いわゆる「おひとりさま」の割合が全国平均と比べて高く、これまで様々な終活支援に取り組んできた。更に腰を据えた支援をしていくために、条例を制定した。

1 条例制定に至った背景と経緯

（１）大和市の概要

大和市は神奈川県ほぼ中央部に位置し、鉄道3線・8駅があり、市域のほとんどが駅まで15分以内の徒歩圏にあるほか、国道7線が縦横に走り、東名高速道路インターチェンジにも近いなど交通の便利なところです。南北に10km、東西に2～3kmの市域に、人口約24万人、県内では2番目に人口密度が高くなっています。

（２）条例制定の背景・きっかけ

本市は65歳以上の高齢者の占める割合であ

る高齢化率は約24%と全国平均の29%と比べると、5%程度低いものの、65歳以上の方を含む世帯におけるひとり暮らしの方の割合は40%と全国平均の34%と比べると逆に6%程度高く、本市は、高齢化率は低い、高齢者を含む世帯におけるひとり暮らしの方、いわゆる「おひとりさま」の割合は高い状況にあります。

本市では、多死社会の本格化を見据えた市長の指示により、まず、特に高齢者で身寄りがなく財産的なゆとりがない方を対象に、平成28年7月に最低限の葬儀生前契約について支援する「葬儀生前契約支援事業」を開始しました。その後、平成30年6月には財産的要

件を外し、高齢の夫婦のみ又は高齢者の兄弟姉妹のみの世帯の方も対象者に含めるなど対象を拡大し「おひとりさまなどの終活支援事業」としてリニューアルし、さらには同年10月におひとりさま支援担当の係を設置し、終活支援に係る専門の相談員である「わたしの終活コンシェルジュ」を配置し、積極的に終活に係る支援を行ってきました。

その結果、「わたしの終活コンシェルジュ」を配置した平成30年6月からの3年間の相談件数は、延べ700件を超え、令和元年の11月に開催した終活支援講演会では定員400人の会場が満員となり、急遽新たな会場を設けて再度実施するほどの反響を得ています。

こうした終活意識の高まりとその後のコロナ禍で終活の不安を抱えながら過ごされているような方々に対して、終活に関する様々な施策を、一時的なものではなく、腰を据えて支援していくという意思を条例というかたちで示したいと考えたものです。

(3) 制定までの経過

令和2年12月には条例の検討を開始し、令和3年3月中旬から4月中旬にかけてパブリックコメントを実施。6月議会へ上程・可決成立し、令和3年7月1日施行となりました。本市調べ（例規集データベースシステムでの検索結果）では終活支援に特化した条例としては全国初と認識しています。

(4) パブリックコメントの結果

令和3年3月15日から同年4月15日にかけて条例案に対するパブリックコメントを実施しました。その結果、市民から出された意見は、「市として終活を啓発することは有意義だ」、「終活を支援することは大変良いことだと思う」などいずれも肯定的なものでした。

2 条例の内容

(1) 条例の性格と構成

条例は、理念を中心とした条例であり、前

文と本文から構成されます。前文には条例制定に至った経緯や条例制定の意図について記し、本文には条例の目的や基本理念のほか、市や事業者、市民の役割をうたい、市の基本的施策について定めています。

(2) 内容の解説

① 前文

この条例を制定するに当たっての意図や背景を示しています。

自分の人生の終わりをどのように迎えるのか、いわゆるエンディングについては、かつては、家族や地域とのつながりの中で解決されてきましたが、長寿化、核家族化などの社会構造の変化等により、自分の終活について自分で考えなければならぬ時代になってきました。自分の人生の終わりに目を向けることには不安を伴いますが、生前に自ら自分の希望や要望を整理しておくことで、その不安は軽減され、人生を前向きに生きようとする意欲が生まれるものと考えられます。

そこで、大和市では、自ら自分の終活に取り組むことを意義あることと捉え、これに取り組む市民に敬意を表し、これを支援していくため、本条例を制定することとしています。

② 目的

この条例の目的として、「終活支援に関す

る基本理念及び基本的施策を定めることにより、終活支援に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与すること」を定めています。「心豊かな市民生活」とは市民一人一人が、人生の最期まで、健康で安心した生活を送ることを意味しています。

③ 定義

「終活」とは、「自らの死と向き合い、自己の希望及び周囲の人々への影響を考慮したエンディング及び死後の手続に関する準備を行う活動」です。一例として、身の回りのものの整理（生前整理）、医療の希望、介護の希望、葬儀・納骨に関すること、財産の分配に関することなどが挙げられます。

また、条例の対象となる「市民」は、市内に住んでいる者で、国籍を問いません。

「事業者等」は、「市民の終活に係る事業又は士業を営む者」を示しています。葬儀・納骨を行う葬祭事業者や、遺品整理などを行う清掃事業者、遺言書の作成や死後事務委任などに関する相談窓口となる法律専門家（司法書士等）を想定しています。

④ 基本理念

終活を支援するに当たっての基本的な考え方を定めています。

まず、終活は自ら取り組むものという観点

から、情報提供や相談体制など、取り組みやすい環境を整備します。

次に、終活に関する市民の考え方も内容も様々であることから、その考え方を尊重し、それぞれの考え方に沿った終活を実現できるように、市民ニーズを的確に把握し、時代に適合した施策により支援していきます。

⑤市の責務

市は、基本理念を念頭に置きながら、終活支援に関する施策を総合的に推進していくことを示しています。

⑥事業者等の役割

終活を進めるためには、事業者等の協力は欠かせないものです。時代の変化とともに多様化していく終活の内容に適時対応するため、市の終活支援に関する施策に協力していただくことを、事業者の役割等として定めています。

⑦市民の役割

終活は、これまでの生き方を振り返り、やり残したことや、これからやってみようなど、これを整理するきっかけとなります。また、これからの生き方が明確になり、将来への不安を軽減させることができます。こうしたことは、いざという時、残る親族などの負担軽減にもつながります。

こうした観点から、市民の皆様にも、自ら

終活に取り組むことは有意義であることを御理解いただき、それぞれのタイミングで、終活に取り組んでいただきたいとしているものです。

⑧基本的施策

終活支援に係る市の基本的施策を定めています。

「終活に関する相談支援」とは、主として専門の相談員「わたしの終活コンシェルジュ」が、終活に関する疑問や不安について、アドバイスを行うなどして支援していくことを想定しています。

「終活に関する情報の収集及び広報」とは、時代の変化とともに多様化する終活に関する情報を適時収集し、市の広報や高齢のひとり暮らしの方に向けた冊子の発行などにより、周知に努めていくことです。

「終活に関するイベントの開催」とは、終活に関わる講師を招いた講演会や、終活講座などのイベントを開催することを意味します。

「市民が終活に取り組みやすい環境整備」とは、一人ではなかなか取り組みにくい終活について、市民が主体となって集う機会を創出するなど、市民がより積極的に終活に取り組むことのできる環境を整備していくことを示しています。

⑨財政上の措置

終活を支援するために、他の施策との関係や財政状況などを総合的に勘案しながら、必要な財政措置を講じることを定めています。

3 条例に関連したこれまでの取組

大和市では、これまで主に以下のような施策に取り組んできました。

平成28年7月 「葬儀生前契約事業」の開始

平成30年6月 「おひとり様などの終活支援事業」としてリニューアル

「わたしの終活コンシェル

ジュ」の配置

平成30年10月 健康福祉総務課内に「おひとり

りさま支援担当」の創設

平成31年2月 「生活お役立ちガイド」発行

平成31年3月 「エンディングノート」発行

平成31年4月 「エンディングノート保管事業」の開始

業」の開始

平成31年4月 「終活支援出前講座」の開始

令和元年6月 「遺品整理事業」の開始

令和元年7月 「終活支援ニュース」発行

令和元年11月 「終活支援講演会」の開催

令和2年1月 「終活かるた」の発行

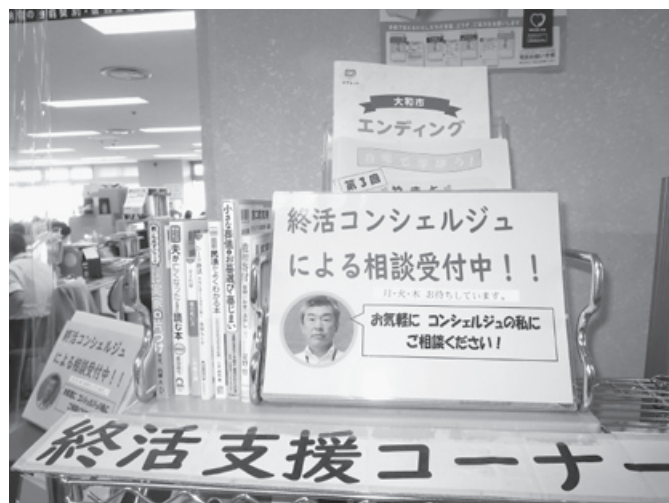
令和2年6月 「終活クイズ」の開始

令和3年4月 「おひとりさま政策課」の創設

4 課題と今後の展望

多死社会の到来を前にして、高齢者を中心とした多くの方が、まず不安に思う「終活」を市として腰を据えて支援することとしたものですが、特にこうしたことを不安に思うのは、高齢者のひとり暮らしである「おひとりさま」です。冒頭にも述べた通り、大和市は全国と比較して高齢者を含む世帯における「おひとりさま」の割合は高く、既に「おひとりさま」社会に直面しているといえます。

今後、市としては、これまでの終活支援を更に充実させていくとともに、今後はおひとりさまの状況を調査・分析して、ニーズに合った新たな事業の企画や立案を行っていききたいと考えています。



おひとりさま政策課に設置されている終活支援コーナー

